

# DX（デジタルトランスフォーメーション）での俯瞰図（ふかんず）

税理士法人マークス

2022年12月末現在

2022年（令和4年）

2023年（令和5年）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
消費税																										
インボイス制度				適格請求書発行事業者の登録申請 ~令和5年3月																						
				法人の場合は、T+法人番号です。 個人事業はT+任意の番号です。																						
				マークスでは、完全に消費税の課税事業者は4月に一斉に届出をします。																						
電子帳簿保存法	令和4年1月より																									
	電子帳簿保存法改正												2年間猶予になりましたが、これから2年で考えていく必要があります。													
	電子取引データ保存の開始												Amazonからの注文でクレジット払いは該当します。													
													タイムスタンプかいつでも検索可能な状態での保存が必要になってきます。													
TKCシステム																										
証憑保存システム	証憑保存システムで、電子帳簿保存に対応可能。AI読込システムで、スマートフォンから読込可能。												(令和4年1月よりソフトに標準装備：利用料がかかります。)													
クラウド化に対する							販売管理ソフト (SX)																			
バージョン情報							6月よりFXマイスタークラウドに導入																			
							(先行してクラウド化になります)																			
													目標件数												給与計算ソフト	
												70件												11月より導入		
自計化・クラウド化	インボイス制度を見据えて、2年をかけてクラウド化を勧めます。												20件	(令和2年9月25日サービス開始)												
現在のシステム件数	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末												目標件数		
FX2, まいスター	72社	73社	73社	72社	70社	70社	70社	70社	70社	70社	68社	68件												60社		
クラウドシステム	13社	13社	13社	16社	16社	17社	17社	17社	17社	17社	18社	20件												40社		
							(FX4クラウド, DAIC2, MX2は除く)																			
電子納税	法人税、住民税、消費税、源泉所得税、従業員の預かり住民税の納付が出来ます。												(平成19年11月サービス開始)													
電子納税かんたんキット	ネット環境とネットバンキングがあれば、職場あるいは自宅に居ながら振込が可能です。												PXに連動させたらものすごく簡単に納付が出来ます。													
フィンテック	ネット環境とネットバンキング、ネットでクレジット情報を見れる場合、データの落とし込み可能。												(平成28年6月サービス開始)													
スマート業績	クラウドにはTISC (TKCのクラウド上への保存) が標準設定になっています。												(平成30年9月サービス開始)													
	スマートフォンでいつでも、どこでも会社のデータを見ることが出来ます。												(TKCのバックアップサービスを使っている事業者又はクラウド会計を使っている事業者)													
銀行への決算書提出	モニタリング情報サービスです。FX、マイスター、クラウドでしたら決算電子データを銀行に送付。												(平成28年10月サービス開始)													
マイナンバーの保存	3月より給与計算ソフト (PX) でアピールしています。												(平成27年11月サービス開始)													
PXまいポータル制度																										
税制制度			R4税制改正決定 (3月22日)									R5税制大綱発表			R5税制改正決定									R6税制大綱発表		

消費税の免税事業者は、このときまで課税事業者になるかを決断を。3月までの申請することにより、令和5年10月から適用になります。